

桜丘東小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

確かな学力を身に付け、豊かな感性と思いやりの心をもった、心身ともに健康でたくましく、創造性のある子どもを育成する。

○家庭・地域との連携

- ・ P T A
- ・ 桜丘東まちづくり協議会
- ・ 校区あいご会
- ・ 民生委員
- ・ スクールガード
- ・ 学校評議員
- ・ リンク桜ヶ丘

【心のケア委員会】

(目的)

- ① いじめや不登校・不登校傾向にある児童の早期発見に努める。
- ② 問題を抱えた児童が自己解決できるように心のケアをする。
- ③ 学年・学級・教師間の共通理解に努める。

(構成員)

校長・教頭・生徒指導主任・各学年代表・関係担任・養護教諭・
スクールカウンセラー・関係機関職員

○関係機関との連携

- ・ 市教育委員会青少年課
227-1971
- ・ 県警察本部（少年サポートセンター）232-7869
- ・ 鹿児島南警察署 269-0110
- ・ 桜ヶ丘団地交番 265-0142
- ・ 県総合教育センター教育相談課 294-2788
- ・ 児童相談所 264-3003
- ・ 市こども福祉課 216-1260

○教育活動の重点

- ・ 「分かる授業」の推進
 - ・ 「命の教育」を含めた道徳教育の充実
 - ・ 豊かな体験活動の充実
 - ・ 心に届く生徒指導の推進
 - ・ 読書活動の充実
 - ・ 保護者への啓発
- 児童の主体的な活動
- ・ 「いじめ問題を考える週間」への取組
 - ・ ボランティア活動への取組
 - ・ 学級の諸問題を解決する児童会活動への取組
 - ・ 児童をつなぐ集会活動

【いじめの防止】

(教職員の取組)

- 「分かる楽しい授業」を心がけるなど学級経営の充実を図る。
- 「わたしたちの道徳」等を活用し、道徳教育の充実を図る。
- 情報モラルについて適時指導する。
- 人権教育の充実を図る。

(児童の取組)

- ◇ お互いのよさを認め合い、協力し合う。
- ◇ 相手の立場や思いを考え、自分の思いを伝える方法を考える。
- ◇ 進んで奉仕体験活動に取り組む。
- ◇ 地域での体験活動をとおして、集団の一員としての自覚を育む。

(保護者の取組)

- 携帯電話やインターネット使用のルールをきめたり、フィルタリング機能を利用したりする。
- 子どもとの触れ合いを大切にする。

○生徒指導体制

- ・ 心のケア委員会の機能化
- ・ 関係機関との連携（S C・S S W等）
- ・ 適切な情報収集（学校ネットパトロール事業検索結果の活用）

○教育相談体制

- ・ 児童との計画的相談
- ・ 保護者との計画的相談
- ・ S Cへの相談体制の確立

○職員研修の重点

- ・ 人権教育と連携した職員研修の充実
- ・ 携帯・インターネットに関する職員研修の充実
- ・ 外部研修への積極的参加（県教育センター研修講座・ネットいじめ研修会等）

【いじめの早期発見】

(教職員の取組)

- 子どもの行動観察と孤立児への声かけを行う。
- 個人面談や心のアンケートの実施と情報収集を行う。
- 相談窓口の周知を図る。

(児童の取組)

- ◇ 困っていることを先生、親、友だちに相談する。
- ◇ 困っている人のことを知ったときに話しやすい人に伝える。

(保護者の取組)

- 子どもとの会話をできるだけ多くする。（一緒に食事）
- 子どものもち物、服装の汚れや乱れに気を配る。

【いじめに対する措置】

いじめられた側	いじめた側
<p>○「いじめられている子どもを守り通す」という姿勢を明確に示す。</p> <p>○担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。</p> <p>○冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに、そのこのよさを見つけ、認め、共感的に受け止める姿勢で臨む。</p> <p>○いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家と連携することも検討する。 (その保護者に対して)</p> <p>○話し合いの機会を早急に持つ。</p> <p>○誠意ある対応に心がける。</p> <p>○学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても語り合う。</p> <p>○必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。</p> <p>○場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。</p> <p>◇自分の気持ちを正直に他者へ伝える。</p> <p>□我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。</p> <p>□問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。</p>	<p>○いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。</p> <p>○当事者だけでなく、周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。</p> <p>○集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。</p> <p>○何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。</p> <p>○いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。</p> <p>○場合によっては警察等の協力や出席停止措置を講じる。 (その保護者に対して)</p> <p>○事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。</p> <p>○いじめはぜったいに正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。</p> <p>○担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。</p> <p>◇いじめられた子の立場にたって自らを振り返る。</p> <p>□被害児・保護者への適切な対応（謝罪等）を行う。</p>
<p>周りではやしたてる子どもへの対応</p> <p>○はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。</p> <p>○はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する子ども）にはそれは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。）</p> <p>◇いじめられた子の立場にたって自らを振り返る。</p> <p>□問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。</p>	<p>見て見ぬふりをする子どもへの対応</p> <p>○自分が所属する集団内（学級や少年団など）で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにつながることを理解させる。</p> <p>○「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係について指導する。</p> <p>◇いじめられた子の立場にたって自らを振り返る。</p> <p>◇いじめがあることを先生に伝える。</p> <p>□問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。</p>

○教職員の取組 ◇児童の取組 □保護者の取組

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 児童や校区の実態

本校校区は桜ヶ丘団地のうち、市営住宅、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目で構成されており、住宅地域がほとんどである。桜ヶ丘団地全体として「明るく活気に満ちた安心安全で住みよいまち桜丘東」を合言葉に連帯感育成のための取組が続けられてきている。各丁目ごとのまとまりも強く、町内会連合組織による行事も盛んである。また校区住民の教育への関心が高い。保護者の授業参観や学級PTAの参加も多い。また、本校は鹿児島大学医学部附属病院・歯学部・県中央児童相談所・県立桜丘養護学校・県子ども総合療育センターが隣接しており、教育的にも文化的にも環境が充実している。

本校児童は、明るく元気で、新しいことへの興味関心が高く、与えられた課題に対してまじめに取り組むことができる。しかし、自分に自信が持てず他人の意見に左右されがちな面が見られる児童も少なくない。また、自分の行動を客観的に捉えることが弱く、人との関わりが苦手で、好ましい人間関係を築けない児童もみられる。そのため、友だちからの言葉やメールによって心が傷つく場合もある。

本校においては、これまで児童理解を基盤とした教育活動を推進し、児童の実態把握・分析するためにいじめアンケートを毎年実施してきている。また、いっそう豊かで安定した児童の学校生活を実現していくため、学校組織の見直しを図り、教職員相互が学校生活上の諸課題の共通理解とその解決に向けた手立てを構築し、生徒指導主任を中心にチームで対応するようにしている。

3 いじめ防止等の桜丘東小での取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる「心のケア委員会（いじめ防止対策委員会）」を設置する。

イ 心のケア委員会の構成員は次の通りとする。

校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 関係担任 養護教諭 (必要に応じて) スクールカウンセラー PTA役員 民生委員 学校評議員 等

ウ 心のケア委員会は次のような役割を担う。

- ① いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ② いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等にかかわる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③ いじめの疑いにかかわる情報があったとき、緊急に会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ④ 学校基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証中核となる役割

(2) いじめの未然防止への取組

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、次の8項目について十分留意し、指導する。

- 道徳教育や特別活動等をとおして、児童同士の好ましい人間関係を築く。
- いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
- いじめを受けることや、いじめを見聞きすることがあったら、一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するように指導する。
- 児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を計画的に設ける。
- 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。

具体的な実践として以下のア～キに取り組む。

ア 道徳科及び体験活動の充実（心の教育の推進）

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳科・人権教育の充実を図る。またJRC活動等を通し、ボランティア精神を養ったり、ふれあい活動を通し他者と深く関わる体験を重ね児童の豊かな情操と道徳心を培ったりして、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の子供たちの居場所が保証された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し問題解決を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 学習指導の充実－授業づくりの改善と工夫－

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し実践する。授業においては、一人一人の子供ができる喜び・わかる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめ問題を考える週間」への取組

5月18日～6月19日の1ヶ月間をいじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）と設定する。この期間に以下の取組を行う。

- ① 学級・学校便り等での啓発
- ② 全校朝会・学年朝会での講話
- ③ 心のアンケートの実施
- ④ 作品コンクール（ポスター・標語）への取組

また4月・9月の第1週を「いじめ問題を考える週間」と設定する。全学級一斉に学期始まりの道徳の授業を、いじめ問題を考える内容に設定し実施することで、まとまりのある心豊かな学級を築いていこうとする態度を培う。

カ 保護者や地域、関係機関等と連携した取組（開かれた学校づくり）

本校が取り組むいじめ防止について、学級PTA等において保護者への理解を促すとともに校区公民館運営審議会やリンク桜ヶ丘等と定期的に情報交換をしたり、学校評議員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。また、学校便り等においてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を保護者へ周知し、必要に応じて活用するなど、いじめを訴えやすい環境の整備に努める。

キ インターネット上のいじめ防止

児童にソーシャルネットワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけでなく外部の専門家を招き児童にインタ

ーネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知する。

(3) いじめの早期発見への取組

いじめの発見の遅れは、早期発見を困難にさせ、問題の複雑化・深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア いじめアンケートの実施

いじめアンケートを年3回実施する。実施にあたっては児童が素直に自分の心を吐露しやすい環境をつくる。(回答時間を十分確保し、回収は二つ折りにさせる、学級担任はいじめアンケートの結果を学年主任、生徒指導主任に相談し、直ちに管理職に報告する。)

イ 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。また教育相談部を中心にいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

ウ 県作成の「いじめ対策必携」の活用

職員研修等においていじめ対策必携の読み合わせを行い、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように努める。

エ 関係機関との連携

学校便り等においてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を保護者へ周知し、必要に応じて活用するなど、いじめを訴えやすい環境の整備に努める。

オ 保護者との連携

学校便りやPTAの会合等において保護者に学校での取組について説明し、児童のことについて何か気になることがあったら学校へ知らせてもらうなど、保護者からのいじめに関する情報の収集や共有に努める。

(4) いじめに対する早期対応

発見・通報を受けた場合には次のア～クに留意して組織的に迅速かつ適切に対応する。

ア いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感を持たせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図るとともに、解決が図られたと思われる事案についても継続した見届けを行っていく。

イ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童からも十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童などの事実関係を明らかにする。その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

さらに「心のケア委員会」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。

児童の発達上の悩みや葛藤などについても十分配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童の心のケアを図る。

ウ いじめを通報した児童への対応

通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また勇気を持って教職員にいじめを通報した児童を十分称賛するとともに、守り通すこともはっきり伝え、いじめを通報した児童の安全を確保するための取組を徹底する。

エ いじめを行った集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周りで一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらにいじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気づかせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気を持たせる指導を行う。

オ 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭訪問をし、ていねいに状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った児童の保護者に対しても、家庭訪問をし、ていねいに状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

また、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員を活用する。

カ 地域や家庭、関係機関等への対応

学校評議員、PTA等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。またいじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼するようにする。

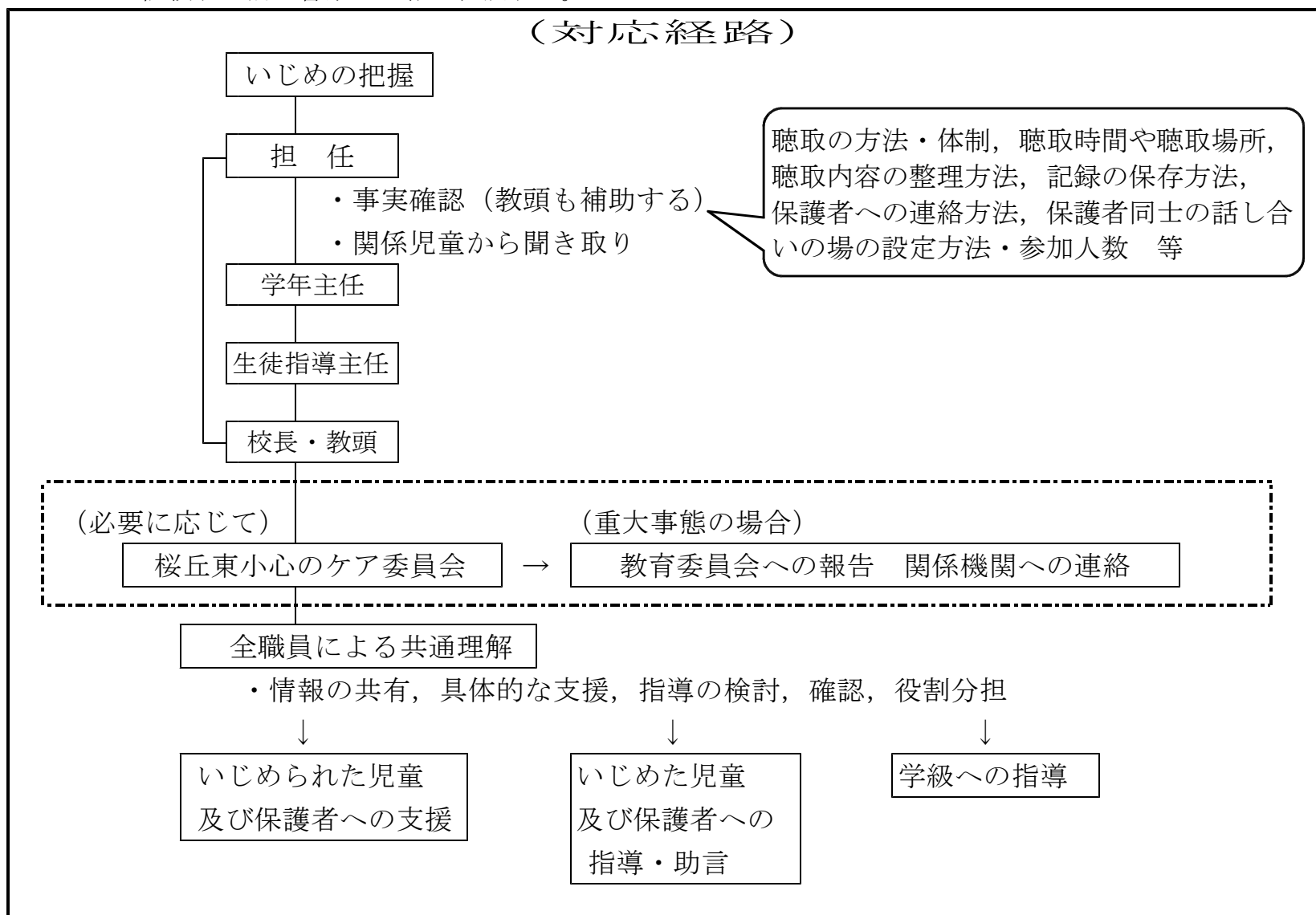
キ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し適切な援助を求める。なかでも、自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報し連携した対応をとる。

なお児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については適宜適切に連絡する。また児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

ク インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認しデジタルカメラ等で記録した上で当該児童及びその保護者に了解を取り、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し削除の要請をする。なお不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

- いじめにより児童の生命、心身また財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

イ 重大事態への緊急対応

(ア) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(イ) 全校体制による緊急対応

重大事態緊急対応委員会は以下の対応について対応し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 児童の状況確認と支援
- ・ P T A ・ 警察との連携

(ウ) 市教育委員会との連携について

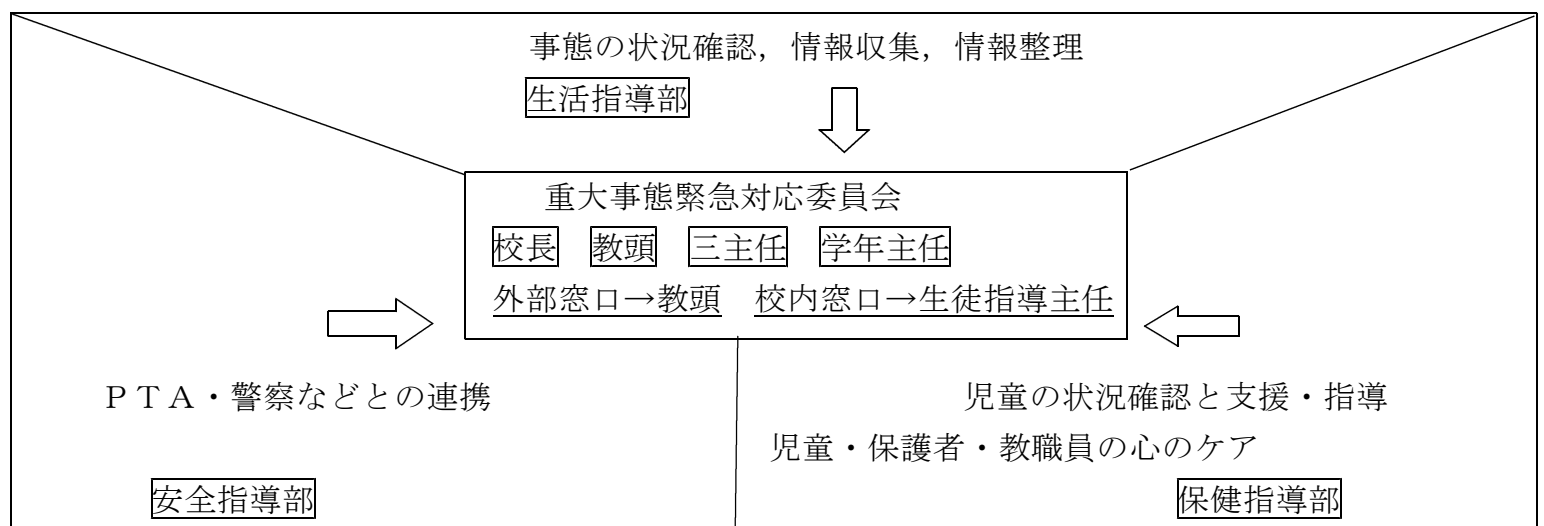
学校は市教育委員会と緊密な情報連携を図り、市教育委員会により以下のような支援を受ける。

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援 など

(2) 学校による調査

ア 調査を行うための組織

市教育委員会が重大事態の調査の主体を学校と判断した場合、学校は重大事態の調査組織「重大事態緊急対応委員会」を設置する。その際専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ (いつ頃から) ・ どこで ・ 誰が ・ 何をどのように
- ・ なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

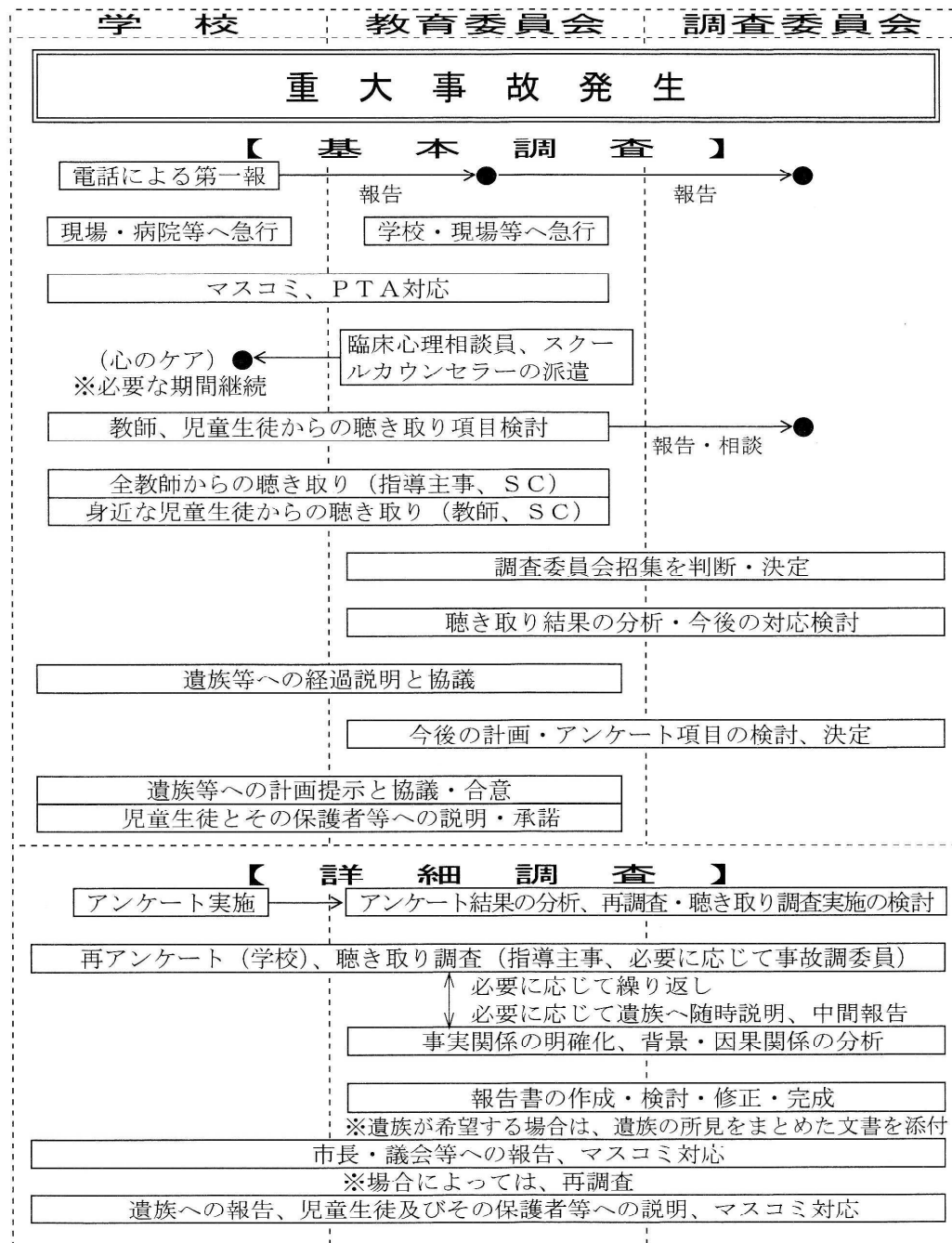
聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院また死亡した場合）

意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

【巻末資料9】 鹿児島市 児童生徒に関する事故等調査委員会 事故対応フロー図



ウ その他留意事項

(ア) 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査実施と並行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーの活用を図る。

(イ) 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時報告する。

(ウ) 調査対象の児童及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

(エ) 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

(3) 調査結果の提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の見直し

いじめ防止等について具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「心のケア委員会」を中心に学校基本方針点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 基本方針の公開

策定した学校基本方針は学校のホームページに公開する。

6 年間計画

月	月目標(指導の柱)	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	基本的生活習慣についての指導	年間活動計画検討 1 学期活動計画確認		「いじめ問題を考える週間」実施(道徳)		各教科指導計画確認	個別相談	基本方針確認
5	校外指導						家庭訪問	心のケア委員会全体会(学校全体の様子・共通理解児童)
6	児童の実態把握		学校いじめアンケート(ニコニコ月間)		いじめ防止標語・ポスター作成(ニコニコ月間)		個別相談	
7	1 学期の反省と夏季休業前・中の生活指導	相互評価実施 評価結果検討						心のケア委員会全体会(いじめ実態調査分析・認知したいじめ・共通理解児童・学校全体の様子等)
8	夏季休業中の生活指導						教育相談	外部講師を招いた研修
9	基本的生活習慣についての指導	2 学期活動計画確認		「いじめ問題を考える週間」実施(道徳)		携帯・ネット利用調査	個別相談	
10	規律ある校内校外生活指導						個別相談	
11	児童の実態把握 冬期の服装指導		学校いじめアンケート	人権週間 人権教室	人権に関する標語作成		教育相談	心のケア委員会全体会(いじめ実態調査分析・学校全体の様子・共通理解児童等) 人権教育
12	2 学期の反省と冬期休業前・中の生活指導	相互評価実施 評価結果検討						
1	基本的生活習慣についての指導						個別面談	心のケア委員会全体会(2 学期に認知したいじめ・学校全体の様子共通理解児童等)
2	規律ある校内校外生活指導						個別面談	心のケア委員会全体会(一年間通しての共通理解児童)
3	1 年間の反省と指導内容・指導方法の検討	相互評価実施 評価結果検討						